

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	12	担当課	水産課
法令名	愛媛県漁業調整規則	根拠条項	46-1	許認可等の内容	岩礁破碎等の許可	
<p>○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (漁場内の岩礁破碎等の許可)</p> <p>第46条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p>						